

運賃設定について

1 運賃形態

運賃形態の選択肢には次に掲げる 3 つがある。

方式	特徴	メリット	デメリット
(1) 対キロ運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法第 4 条の路線定期運行を前提とする運賃形態 ・「対キロ区間制」とも呼ばれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乗車した距離に応じた運賃となるため、公平感が高い。 ・乗車した距離により運賃が設定されるため、財政的負担は軽減される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃に端数が出るなど利用者及び運転手双方に運賃收受の不便を来すおそれあり。 ・乗車距離に応じた運賃設定となるため、利用者の負担は大きい。
(2) 均一制運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・距離や時間に関係なく金額が変わらない均一の運賃 	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃計算が不要で利用者にとってはわかりやすく簡便 ・運転手の運賃收受の負担が軽い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用距離によって不公平感が生じるおそれがある。 ・低額の運賃設定となるため、収入として得られる金額が少なく財政的負担が大きい。
(3) ゾーン制運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・運行エリアに複数のゾーンを設定した場合、一つのゾーン内の利用は均一運賃とし、複数のゾーンを乗り継ぐ場合は運賃を加算する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用距離による不公平感の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃計算がわかりにくい場合があり、利用者及び運転手双方に不便を来す場合がある。 ・対キロ運賃制と比較すると、財政的負担が大きい。

乗合ワゴンの運賃形態の選択にあたっては、「わかりやすさ」、「合理性」を念頭に置いて検討することが必要となる。

本事業は、主な利用者として高齢者を想定しており、高齢者にとってわかりやすい金額であり、かつ手早く支払いができることが望ましい。

また、運行ルートを精明地区と加治地区を交互に循環するものとして検討しているため、距離や時間に関係なく金額が変わらない**均一制の運賃形態**を選択することとする。

2 運賃の水準

国から示されたコミュニティバスの導入に関するガイドラインの中では、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う場合の運賃については、

- ①他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと
- ②財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な経費を確保できること
- ③持続的な運行が可能であることについて十分検討する必要があること としている。

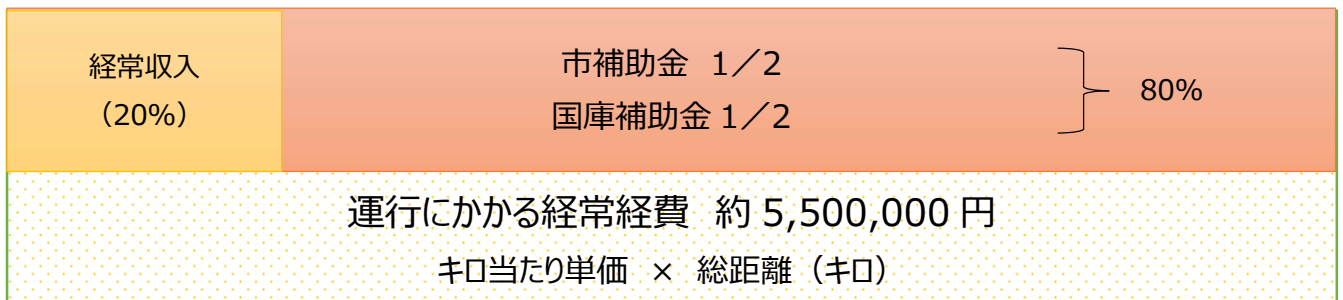
(1) タクシー料金 東飯能駅 …… 精川崎、芦刈場 (約 5 キロ) 約 1,900 円程度

東飯能駅 …… 加元加治駅 (約 3.5 キロ) 約 1,300 円程度

(2) 路線バス運賃 飯能駅 (北口) …… 精芦刈場 270 円

飯能駅 (南口) …… 加加治橋 180 円

3 運賃水準のシミュレーション



- 年間約 140 日間運行し、1 便当たり 5 人が乗車した場合の運行水準試算
(※小児、未就学児、障害者等については考慮なし)

$$140 \text{ 日} \times 5 \text{ 人} \times 8 \text{ 便} = 5,600 \text{ 人/年}$$

$$5,600 \text{ 人} \times 200 \text{ 円} = 1,120,000 \text{ 円} \quad (\rightarrow \text{収支率 約 } 20\%)$$

4 運賃設定について

精明地区及び加治地区におけるタクシー料金や路線バス運賃の現状、上記運行水準等を勘案し、乗合ワゴンの運賃設定は均一制運賃の 200 円とする。